

項 目	電源コードセット及び部分品の取扱い(内規)について
<p>1 内容</p> <p>平成16年3月22日に公布された「電気用品の取扱いについて(内規)」では、「電気機器」と電源コードセットについての「汎用性がないもの」として、下記のとおり定義されています。(関係箇所のみ抜粋)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1. 定義</p> <p>(2) 「電気機器」とは、一般用電気工作物に接続して用いられる機械器具等（電気用品安全法（以下「電安法」という。）施行令別表第一第五号から第十号及び別表第二第五号から第十一号までに定めるもの（以下、「電気用品」という。）を含む。）をいう。</p> <p>(4) 電源コードセットについて、「汎用性がないもの」とは、これを同梱する電気機器以外の電気機器で使用できないようにするため、次の何れかの措置が講じられているものをいう。</p> <p>② 電源コードセットを同梱した電気機器以外の電気機器では使用できない旨を取扱説明書に記載していること</p> </div> <p>ここで、DC機器とその電源に使用する直流電源装置及びその直流電源装置に使用する電源コードセットの3点を同梱して輸入し、そのまま国内で販売する際に、DC機器の取扱説明書に「当該直流電源装置及びその電源コードセットは他の機器で使用できない」旨、記載します。(直流電源装置単独の取扱説明書はありません。)</p> <p>この場合、当該電源コードセットは「汎用性がないもの」と解釈できるか教えてください。</p>	
<p>2 回答</p> <p>当該電源コードセットは「汎用性がないもの」と解釈できます。</p> <p>(理由)</p> <p>本件は、「DC機器とその電源に使用する直流電源装置及びその直流電源装置に使用する電源コードセット」の3点を同梱して輸入し、そのまま国内で販売するものであって、DC機器の取扱説明書が電気機器(直流電源装置)の取扱説明書を兼ねているとみなせる場合、当該電源コードセットは「汎用性のないもの」と解釈できます。</p>	